

## ■第3章 幸福追求権・法の下での平等

### 3.1.2 新しい人権の保障

#### p.65～66 第3段落に赤字の文章を挿入

なお、最高裁判所が憲法13条に基づき新しい人権として明示的に承認したのは、人格権としての名誉権（北方ジャーナル事件判決〔最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁〕）、プライバシーの権利ないしその一部としての肖像権（京都府学連事件判決）、個人情報公表されない自由（住基ネット訴訟判決〔最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁〕）、**自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由（性同一性障害者特例法違憲訴訟決定〔最大決令和5年10月25日〕）**のみである。具体的には、北方ジャーナル事件判決は、「人格権としての名誉の保護」を憲法13条に基づき認め、京都府学連事件判決は、憲法13条が「国民の私生活上の自由が、……国家権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているもの」であって、「個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、その承諾なしに、みだりにその容ぼう・姿態……を撮影されない自由」を（「肖像権と称するかどうかは別として」と述べたうえで）13条によって保障されると判示した。住基ネット訴訟判決では、「憲法13条は、国民の私生活上の自由が公権力の行使に対しても保護されるべきことを規定しているものであり、個人の私生活上の自由の一つとして、何人も、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表されない自由を有する」と、**また、性同一性障害特例法違憲決定では、「自己の意思に反して身体への侵襲を受けない自由……が、人格的生存に関わる重要な権利として、同条〔13条〕によって保障されている」と判示されている。**

## ■第7章 人身の自由

### 7.1.2 奴隷的拘束・意に反する苦役からの自由

p.162 小活字文章(\*) 1行目の「まで」を削除

\* 2025(令和7)年6月~~まで~~に改正刑法が施行され、刑事施設に拘置して刑務作業を行わせる懲役刑(改正前の刑法12条)は、刑事施設に拘置する禁錮刑(同13条)とともに廃止され、それらに代わり拘禁刑が導入される予定である。拘禁刑は、刑事施設に拘置し、改善更生を図るために必要な作業を行わせ、または必要な指導を行うものである(改正後の刑法12条)。

## ■第12章 裁判所と司法権・違憲審査権

### 12.1.4 裁判官

p.281 小活字文章第2段落を赤字のように変更

裁判官に対する弾劾裁判は、これまでに9人の裁判官につき10回行われ(2回弾劾訴追された裁判官が1人いる)、~~8人~~について罷免判決が出されている(2024〔令和6〕年4月時点で、~~1人の事件について、裁判官弾劾裁判所に係属中である~~)。主な訴追事由は、私人間の紛争への関与、不適切な令状事務、政治的謀略への関与、性犯罪、ソーシャル・メディアへの私人の名誉を毀損する投稿などである。

### 12.4.5 違憲判断の方法

p.315 (1) 法令違憲判決の文章を赤字のように変更

(1) 法令違憲判決 最高裁判所による法令違憲判決としては、これまでに、次頁に挙げる図表のとおり、~~12件~~ある(2023〔令和5〕年10月時点)。法令違憲判決には、法令の規定の全部を違憲とするもの(初期のもの)と、法令の規定の一部のみを違憲とするもの(近時のものの多く)とがある。

p.316 図の見出しを赤字のように変更

【最高裁判所による法令違憲判決】(2023〔令和5〕年10月時点)

p.316 図の最後に次の判決を追加

**性同一性障害者特例法違憲訴訟決定**（最大決令和5年10月25日）

性同一性障害者が性別を変更するための要件として、生殖腺がないことまたはその機能を永続的に欠く状態にあることを求める性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律3条4号は、憲法13条に違反する。